

表 1－対象品目及び数量等

物品番号 品 名	単位	数量	規格等	据付場所
GL 6115-915-75262 ディーゼル発電機，小 型，AC 3 KVA以上	E A	1	ヤンマー AG 2 5 SH-W 又は 北越工業 SDG 2 5 Z L-5 B 1 又は同等以上 (他社の製品を含む。)	沖縄基地隊補給科倉庫 (付図 1 参照)

## 2.3 役務の内容

### 2.3.1 撤去

表 2 に示す，既存品の発電機を撤去し，沖縄基地隊利材置場に運搬する。

表 2－既存品

物品番号 品 名	単位	数量	規格等	設置場所
GL 6115-915-75262 ディーゼル発電機，小 型，AC 3 KVA以上	E A	1	北越工業 SDG15S	沖縄基地隊補給科倉庫 (付図 1 参照)

### 2.3.2 据付

表 1 に示すディーゼル発電機を，取扱説明書によるほか，付表 1 及び付図 1 を標準とし，据付する。

### 2.3.3 部品及び器材等

この役務に使用する部品及び材料は，対象品の製造元が規定または推奨する製品を標準とし，対象品の性能を確保できるものを使用する。やむを得ず標準以外の部品及び材料を使用する場合には，事前に監督官の承認を得る。

## 2.4 履行場所

沖縄基地隊補給科倉庫

## 2.5 撤去及び据付時期

撤去及び据付時期について，契約締結後速やかに，官側と調整する。

## 2.6 発生材の処理

この役務により生じた撤去品（発生材）について，監督官の承認を得た後，関係法令等に基づき，契約の相手方の責任において適切に処理する。また，指定された発生材については，撤去品（発生材）調書を添付し，監督官に引き渡す。

## 2.7 下請負承認申請書

この役務の一部を下請負で行う場合，下請負承認申請書（付図 2）を作成し，監督官経由で契約担当官等へ提出し，承認を得る。

## 3 品質管理

### 3.1 試験

試験は，取扱説明書に基づき，作動試験を行い，正常に作動することを確認する。

### 3.2 監督

監督は、履行状況について立会い及び調整等を行う。

### 3.3 検査

検査は、立会い、作動状況又は提出書類により検査を行う。

## 4 その他

### 4.1 提出書類

提出書類は、表3のとおり。

表3－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	提出時期	備考
1	下請負承認申請書	契約担当官等	3	必要の都度	付図2
2	納品書	受領検査官	6	納品時	3021様式 <sup>a)</sup>
3	検査等申請書	完成検査官	3	納品前までに	書式22 <sup>b)</sup>
4	撤去品(発生材)調書	監督官	5	必要の都度	書式24 <sup>b)</sup>
注 <sup>a)</sup> 海上自衛隊補給実施要領(補本装補第2072号。18.12.27)					
注 <sup>b)</sup> 海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について(海幕経第183号。27.3.18)					

### 4.2 入門等

作業場所等への入門及び立ち入りについては、履行場所の諸規則を遵守し、履行場所以外の施設には、許可なく立ち入らない。

### 4.3 保全等

契約の相手方は、この役務の履行において知り得た官有施設及び装備品の状況等、一切の情報について守秘義務を負い、役務履行中及び役務履行後を問わず他に利用及び第三者に漏洩してはならない。

### 4.4 保安等

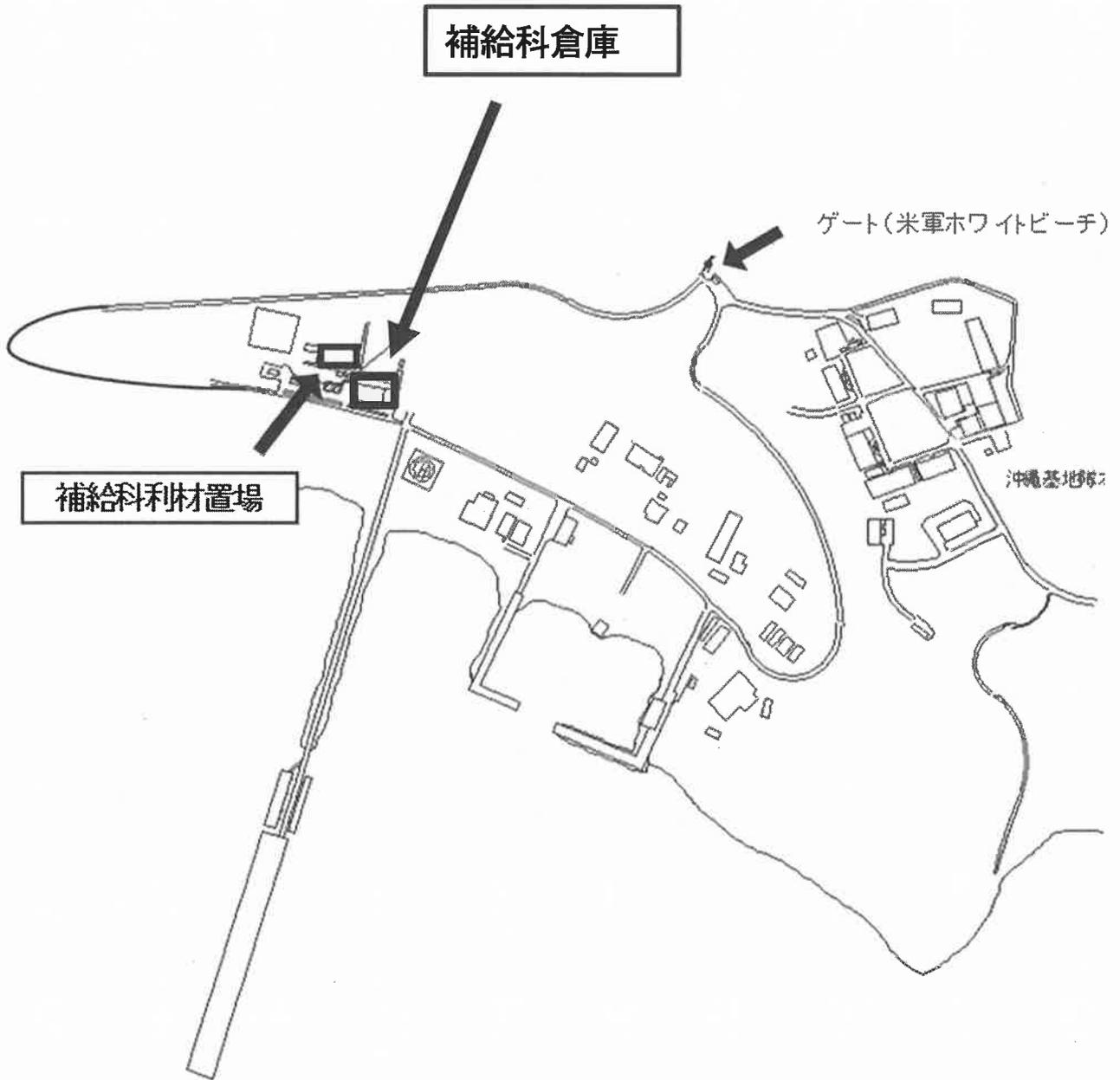
- a) 安全管理は契約の相手方の責任において措置し、官側に故意又は重大な過失がない限り発生した事故等について官は一切その責任を負わない。
- b) 契約の相手方は、作業実施中、物品及び施設等に損害を与えないように留意し、万一損害を与えた場合は、極力現場を保持したうえで、速やかに監督官に報告し、応急処置を除いて官に無断で修復等を行ってはならない。また、その責が契約の相手方に帰するものについては、契約の相手方負担により、復旧する。

## 5 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

付表1-据付

番号	項目	品名等	規格等	数量
1	据付	発電機	ディーゼル発電機, 小型, AC 3KVA以上 出力: 20KVA 燃料タンク: 70L ジーバード 処理 サイズ: 全長 1540×全幅 700×全高 1090mm	一式
2		雑材消耗品		一式
3	その他の作業		排気管、配線工事及び基礎固定	一式
4			発電機搬入搬出作業及び運搬	一式



付図1 - 履行場所

殿

会社住所  
会社名

## 下請負申請書

標記について、下記のとおり申請しますので承認をお願いします。

記

- 1 調達要求番号：
- 2 契約番号：
- 3 契約件名：
- 4 契約期間：
- 5 下請負内容及び業者名：

下請負内容	業者名

調達要求元監督官	確認印		参考	
----------	-----	--	----	--

上記申請を（承認・不承認）とする。

令和 年 月 日  
(契約担当官等)

調達要求番号：07-1-4178-0006-0002-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	GL 6115-915-75262	仕様書番号	SKP-G-00063
名称	ディーゼル発電機, 小型, AC3KVA以上 据付・ 撤去	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和7年4月18日
		改正年月日	
		沖縄基地隊本部補給科	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊において使用するディーゼル発電機, 小型, AC3KVA以上 据付・撤去について規定する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

#### a) 引用文書

##### 1) 法令等

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（海幕経第183号。27.3.18）  
海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

##### 2) 技術資料

役務対象品の取扱説明書（以下、取扱説明書という。）

#### b) 関連文書

##### 1) 法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

- この役務に関する一般的要求事項は、この仕様書及び取扱説明書とし、施工に当たっては対象品の品質確保に万全を期する。
- 契約の相手方は、全ての実施項目について、工程及び安全管理に十分注意を払うとともに、対象品の特性を重視し、取扱いには特に厳重な注意を払う。
- この役務に使用する人員、器材及び部品等は、すべて契約の相手方手配とする。

### 2.2 役務の対象品目及び数量等

役務の対象品目及び数量等は、表1のとおり。